

決済用普通預金規定

OKB 大垣共立銀行

〈決済用普通預金規定〉

1. (決済用預金の定義)

決済用預金とは、預金保険法に定められている「無利息であること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、決済サービスを提供できること」の3要件を満たす預金であり、預金保険制度の全額保護の対象となります。

2. (「決済用普通預金」・「決済用普通預金（総合口座）」取引)

- (1) 決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）は、前条の決済用預金に該当します。ただし、決済用普通預金（総合口座）の定期預金は決済用預金ではありませんので、預金保険制度の全額保護の対象とはなりません。
- (2) 決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）の取扱いは、別途普通預金規定、総合口座取引規定を適用します。なお、決済用普通預金はゴールド総合口座、スーパーゴールド総合口座等当社が定める特定の総合口座普通預金として利用することはできません。

3. (利 息)

- (1) 決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）には利息は付されず、普通預金規定第11条、総合口座取引規定第5条（1）に基づく利息の組入れはありません。

※普通預金規定第11条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

※総合口座取引規定第5条（1）（預金利息の支払い）

普通預金の利息は、毎年2月と8月の当社所定の日に、普通預金へ組入れます。

- (2) ご利用中の普通預金または普通預金（総合口座）を、決済用普通預金または決済用普通預金（総合口座）の取扱いに切替される場合は、次のとおりとします。

① 未払利息の清算

未払いの普通預金利息がある場合は、切替日以降最初に到来する2月もしくは8月の当社所定の日に、決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）に組入れます。

② 総合口座の貸越金利息

貸越金利息がある場合は、毎年2月と8月の当社所定の日に、決済用普通預金（総合口座）から引き落とし、または貸越元本に組入れます。

4. (口座管理手数料)

- (1) 決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。
- (2) 口座管理手数料は申込みに際して初年度分をお支払いいただき、次年度以降は、当該年度分として申込月の応当月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしに当該口座から自動引き落としします。なお、個人（事業性を除く）の方への引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。

- (3) 口座管理手数料を指定日の翌月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は所定の方法により預金者へ通知のうえ、決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）を普通預金、普通預金（総合口座）へいつでも切替できるものとします。なお、届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
- (4) すでに支払い済の口座管理手数料は解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに解約した場合、または普通預金、普通預金（総合口座）へ切替した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料を返却します。
- (5) 口座管理手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし分から適用します。

5. (切 替)

決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）から普通預金、普通預金（総合口座）へ切替する場合は、別途、お届けが必要です。お届け日以降、普通預金規定第11条、総合口座取引規定第5条（1）に基づき付利いたします。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定のほか、関連する諸規定により取扱いします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上